

保育の必要性の認定における 就労時間の下限について

【第3回 相生市子ども・子育て支援事業推進委員会 資料】

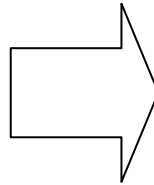
【平成26年3月25日】

保育の必要性の認定に係る「事由」について（全体像）

現行の「保育に欠ける」事由(児童福祉法施行令27条・再掲)

○以下のいずれかの事由に該当し、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められること

- ① 昼間労働することを常態としていること(就労)
- ② 妊娠中であるか又は出産後間がないこと(妊娠、出産)
- ③ 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること(保護者の疾病、障害)
- ④ 同居の親族を常時介護していること。(同居親族の介護)
- ⑤ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること(災害復旧)
- ⑥ 前各号に類する状態にあること。(その他)



新制度における「保育の必要性」の事由

○以下のいずれかの事由に該当すること

※同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能

- ① 就労
 - ・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応(一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く)
 - ・居宅内の労働(自営業、在宅勤務等)を含む。
- ② 妊娠、出産
- ③ 保護者の疾病、障害
- ④ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
 - ・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護
- ⑤ 災害復旧
- ⑥ 求職活動
 - ・起業準備を含む
- ⑦ 就学
 - ・職業訓練校等における職業訓練を含む
- ⑧ 虐待やDVのおそれがあること
- ⑨ 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ⑩ その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

保育の必要性の「認定区分」と「保育必要量」について

1 概要

- (1) 現行制度の入所判定では、長時間・短時間の区分は特に設けていないが、特に都市部の市町村では、それぞれにおいて定める判定基準上、「週〇日、1日当たり〇時間」といった区分を設定し、「保育に欠ける」事由の判定とともに優先度を決定している例が多い。
- (2) 新制度における保育認定については、「長時間」(主にフルタイムの就労を想定。現行の11時間の開所時間に相当)及び「短時間」(主にパートタイムの就労を想定)の2区分の保育必要量を設けることになる。
※教育標準時間認定に関しては特段区分は設けない。

2 論点

- (1) 「長時間」・「短時間」の区分をどのように線引きしていくか。
- (2) 「短時間」の下限(=保育の必要性の認定に当たって、例えば、事由が「就労」であれば、どの程度の就労時間を求めるか)をどのように設定するか。
- (3) 現行制度との関係をどう整理していくか。

※これまで、保育認定に関する区分として記載していた「長時間(利用)」、「短時間(利用)」については、それぞれ「保育標準時間(利用)」、「保育短時間(利用)」とした上で、教育標準時間認定(標準時間(利用))を「教育標準時間(利用)」とする。

区分		保育標準時間	保育短時間
保育必要量	1日当たり	11時間（開所時間）	8時間
	1ヶ月当たり	平均275時間（最大292時間・最低212時間）	1ヶ月当たり平均200時間（最大212時間）
就労時間の下限		週当たり30時間程度を基本 （月換算120時間程度）	1ヶ月48時間以上64時間以下の範囲で、市町村が地域の就労実態等を考慮して定める時間とすることを基本
「保育の必要性」 の事由	◇就労 ◇親族の介護・看護	○	○
	上記以外（疾病・障害、求職活動など）	○	—
父親・母親の就労 形態	ともにフルタイム	○	—
	フルタイムとパートタイム	○	○
	ともにパートタイム	○	○
現行制度等との関係		<ul style="list-style-type: none"> ・現行、就労時間の下限を「1ヶ月当たり48～64時間以上」以外に設定している場合は、保育の量的確保等に時間を要すること等を考慮し、最大で10年間程度の経過措置期間を設け、対応することを可能とする。 ・現在、保育所に入所している児童については、市町村による就労時間の下限時間に変更があっても、引き続き、保育所に入所することができる経過措置を講ずる。 	

※1ヶ月の保育必要量の考え方

1日11時間(8時間)×300日／12ヶ月＝275時間(200時間)

1日11時間×6日×31日／7日(週)≒292時間

1日8時間×6日×31日／7日(週)≒212時間

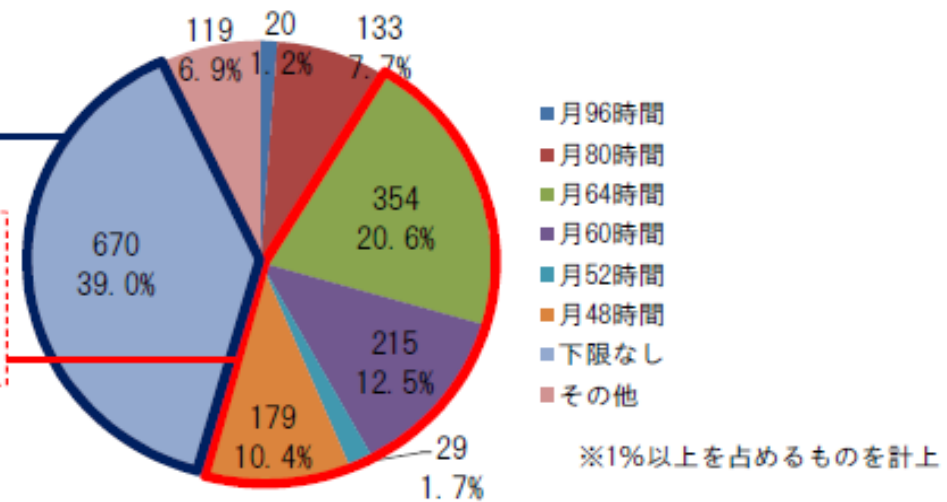
(参考7-1) 就労時間の下限について (全国調査)

○ 全国の市町村(1,742ヶ所)における就労時間の下限について調査を行ったところ、分布は以下の通り。
 ※回答数: 1,742ヶ所(このうち、保育を実施していない市町村が23ヶ所あるため、総数1,719ヶ所)

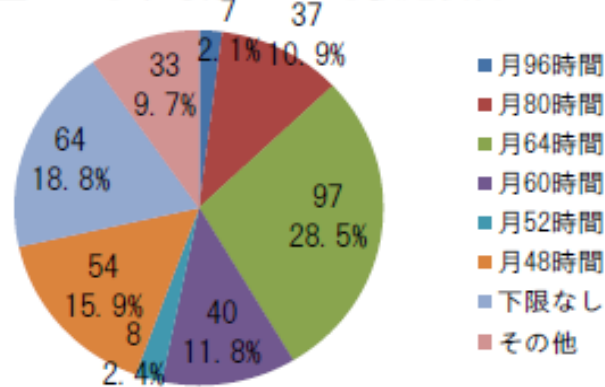
設定時間別の市町村数
(全国)

下限を設けていない市町村は670ヶ所(39.0%)

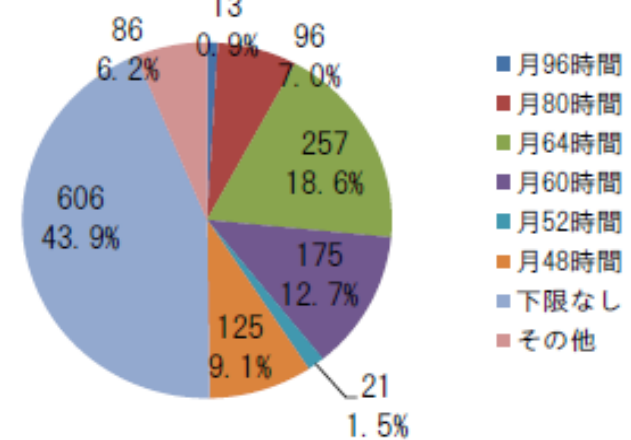
月48時間以上と設定している市町村は179ヶ所(10.4%)
 (月48時間、52時間、60時間では423ヶ所(24.6%))
 月64時間以上と設定している市町村は354ヶ所(20.6%)
 ⇒これらの下限を設定している市町村は777ヶ所(45.2%)



【待機児童がいる市町村における設定状況】



【待機児童がいない市町村における設定状況】



※厚生労働省保育課調べ(平成25年12月。1742自治体中1719自治体の結果)

3 保育短時間認定における就労時間に係る下限の設定(案)

「保育所」を利用するパート勤務等の「母親」の就労時間（月換算）

上段：人数 下段：%

年度	時間数			合計	参考：フルタイム勤務
	64時間未満	64時間以上120時間未満	120時間以上		
平成24年度	2	80	79	161	160人
	1.2	49.7	49.1	100	
平成25年度	2	80	91	173	166人
	1.2	46.2	52.6	100	
平成26年度	2	60	66	128	153人
	1.6	46.9	51.5	100	
平均 (%)	1.3	47.6	51.1	100	

(各年度入所申込時勤務証明書等資料より算出)

※上記の表の結果から、「64時間」以上の基準に該当するのは、98.7%となり、64時間未満は1.3%となる。また調査結果では、64時間未満の時間数はいずれの年度も60時間となっている。

相生市の「保育に欠ける要件」の認定については、現在、就労時間の下限を1日4時間以上かつ週4日（64時間以上）または1日4時間以上かつ月15日以上（60時間以上）を目安に運用している。このことから、新制度における「保育短時間認定」に係る下限を設定するに当たっては、現行の運用である下限時間の「60時間」または「64時間」での設定をすることが考えられる。